

石 包 括 第 134 号
令和6年11月13日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 加 藤 龍 幸

諮 問 書

個人情報の保護に関する法律第82条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり
審査請求があったので、同法第105条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき
諮問します。

※個人情報保護等を鑑み、上記の諮問内容の詳細については公表を差し控えます。

令和 6 年11月13日

石狩市長 加 藤 龍 幸 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範

令和 6 年11月13日付け石包括第134号をもって諮問のあった、保有個人情報一部開示決定についての審査請求に係る諮問について審査した結果、以下のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

審査請求人が、「地域包括ケア課が保有する、A さん（昭和〇年〇月〇日生）に関する平成30年以降の家庭内暴力が記載された書類すべて」について行った保有個人情報開示請求（以下「本件請求」という。）につき、実施機関が令和 6 年 5 月16日付け石包括第27号で行った保有個人情報一部開示決定（以下「原処分」という。）は妥当である。

※個人情報保護等を鑑み、上記の答申内容の詳細については公表を
差し控えます。